

2017年度ユネスコ世界ジオパークにおける国内再認定審査方針 及び審査手順

日本ジオパーク委員会

1. ユネスコ世界ジオパークにおける国内再認定審査の位置付け

ユネスコ世界ジオパークは、4年に一度の再認定審査(世界再認定審査)を受けることになっています。その申請は、日本ユネスコ国内委員会からの認証に基づき、日本におけるユネスコ世界ジオパーク事業の登録審査業務に関して権限を持つナショナルコミッティである日本ジオパーク委員会を通じて行われます。そのため、世界再認定審査の前年に日本ジオパーク委員会が国内再認定審査を行い、翌年にユネスコ世界ジオパーク再審査を受けるのに好ましい状態かどうかを確認します¹。

日本ジオパーク委員会による国内再認定審査は、国際地質科学ジオパーク計画（International Geoscience and Geoparks Programme: IGGP）の定款とガイドライン²に示されている考え方に沿って行います。これまで秋季に現地審査を行っていましたが、国内再認定審査後に、翌年の世界再認定審査に向けての準備を進める必要があるため、本年から再認定審査の時期を早め、夏季に現地調査を行うこととします。

ユネスコ世界ジオパークの各地域は、日本ジオパークネットワーク正会員でもあり、国内再認定審査を4年に一度受ける必要がありますが、本審査はその日本ジオパークの再認定審査も兼ねるものとします。

2. 対象地域

2018年度にユネスコ世界ジオパークの再認定審査を受ける地域

山陰海岸ユネスコ世界ジオパーク、阿蘇ユネスコ世界ジオパーク

3. 日程

2017年

4月17日	現況報告書を日本ジオパーク委員会へ提出
7月上旬	1頁の英文要約（One-page summary）を日本ジオパーク委員会へ提出
7-8月	日本ジオパーク委員会による現地調査
8月中旬	1頁の英文要約（One-page summary）をユネスコに提出
9月上旬	日本ジオパークの再認定可否を日本ジオパーク委員会にて決定
10月下旬	ユネスコ提出用の現況報告書（和・英）を日本ジオパーク委員会に提出

2018年

1月末ごろ	現況報告書を日本ジオパーク委員会よりユネスコへ提出
-------	---------------------------

4. 審査の方法と注意点

- 4-1. 現地審査は、現地審査員 3 名により行われる。現地審査員は、日本ジオパーク委員会委員と、日本ジオパーク委員会により委嘱された者により構成される。
- 4-2. 現地審査は限られた日数で行われるため、現地審査員は、現況報告書のほか、活動報告、過去の審査報告書やそれに関わった現地審査員との議論、関連する研究成果などに基づき、審査項目を検討する。
- 4-3. 現地審査は、関係者からのヒアリングや面談、検証が必要なサイトや関連施設などの視察を中心に行う。
- 4-4. 各ジオパークは、現地審査員に対して、優れた活動実績を紹介するだけでなく、地域で問題となっている事項等についても、資料を準備し説明を行うようにする。
- 4-5. 説明、面談には十分な時間をかけ、分刻みのスケジュールは避ける。
- 4-6. 現地審査員は、現地審査後に、各事務局に資料提供などを求めることがある。
- 4-7. 現地審査の結果は現地審査員がまとめ、日本ジオパーク委員会事務局に提出する。
- 4-8. 現地審査を担当した日本ジオパーク委員会委員が、現地審査の結果を、日本ジオパーク委員会に報告する。
- 4-9. 日本ジオパーク委員会が、早急に解決を要する重要な問題点があると判断した場合には、2 年後に審査を行う「条件付き再認定」となる。「条件付き再認定」となったジオパークは、審査結果判明後直ちに、2 年間での問題点解決のための計画を立て、その解決を図る。
- 4-10. 条件付き再認定となったジオパークにおける審査は、前回審査時に指摘された問題点の改善状況の確認に重点を置きつつ、他地域同様の方法で行う。
- 4-11. 条件付き再認定後に行われる審査の結果、指摘された問題の解決が図られていないと日本ジオパーク委員会が判断した場合には、当該日本ジオパークが有する日本ジオパークネットワークの正会員資格は取り消される。

5. 提出書類

各ジオパーク事務局は、「現況報告書（本文と添付資料）」の印刷版 4 部を下記事務局に郵送するとともに、電子版をオンラインストレージ等で下記アドレスに 4 月 17 日（月） までに送付してください。

〒101-0047 東京都千代田区内神田 1-5-1 トライエム大手町ビル 7 階 日本ジオパークネットワーク事務局 Tel.03-3219-2990 Mail: jgn_office@geopark.jp

5-1 本文

本文では、以下の項目について記述すること。用紙は A4 とし、30 ページ以内とする。作成の際には、IGGP ガイドライン²やユネスコ世界ジオパーク Self-evaluation form³、Progress evaluation form⁴ な

どに基づいて自己評価を行った上で作成すること。以下の各章題に付しているのはユネスコ世界ジオパーク審査書類の対応箇所である。なお、略称は、次のとおり。

SEF: Evaluation Document A (Self Evaluation Form) / PEF: Evaluation Document B (Progress Evaluation Form)

1) 申請地域の概況 (PEF II: Management Structure and Financial status)

名称、地理的位置、地理的概要

2) 基本計画の概要

基本計画を改善した場合には、その改善点と改善した理由。

3) 日本ジオパーク委員会の求めに応じて立案したアクションプランの概要とその進捗状況 (日本独自)

アクションプランを改善した場合には、その改善点と改善した理由。アクションプランの提出が求められていない場合は不要

4) 組織、運営・事業計画、予算 (SEF II: Management Structure, PEF II: Management Structure and Financial status)

運営・事業計画、予算については、日本 GP 認定時あるいは前回再認定時から現在まで概要を記述し、詳細は添付資料 2 に示す。

5) 地質・地形遺産の保全とその戦略 (PEF III: Conservation and Geoconservation Strategy)

地質・地形サイトやその他の地質・地形遺産について、その保全の観点から見た現在の状況を記述。地質・地形遺産の保全についての、活動主体の基本的な考え方、方針、実績、展望について記述。地質・地形サイトのリストについては、地質・地形サイト以外のものも含め、添付資料 3 に示し、位置を添付資料 4 に示す。地質・地形遺産の保全に関する基本的な考え、戦略について、定めたものがあれば添付資料 5 に示す。

6) 研究活動・研究支援活動 (PEF IV: Strategic Partnerships)

基本的な考え方、戦略について記述。実績については添付資料 6 に示す。

7) 教育活動 (SEF III: Information and Environmental Education, PEF V: Marketing and Promotion of the Geopark after its Official Designation)

環境教育、防災教育等、ジオパーク活動と関わりのある教育活動について記述。実績については添付資料 7 に示す。

8) 関連諸機関との連携の状況 (PEF IV: Strategic Partnerships)

基本的な考え方、戦略について記述。実績については添付資料 8 に示す。

9) 申請ジオパークあるいはジオパークネットワークの認知度向上のための取組の状況 (PEF V: Marketing and Promotion of the Geopark after its Official Designation)

基本的な考え方、戦略について記述。実績については添付資料 9 に示す。

10) 地域の持続可能な発展へ寄与する経済活動の状況 (SEF V: Sustainable Regional Economy, PEF V: Marketing and Promotion of the Geopark after its Official Designation)

基本計画、戦略を記述。実績については添付資料 10 に示す。

11) ジオツーリズムの状況 (SEF IV: Geotourism, PEF VI: Sustainable Economic Development)

基本計画、戦略を記述。現地での安全管理についても記述。ジオツアーの実績については添付資料 11 に示す。現在活動しているガイド団体の一覧と各団体の概要は添付資料 12 に示す。ガイド養成の実績は添付資料 13 に示す。

12) 世界ジオパークネットワークへの貢献の状況 (PEF I: Contribution towards the Work of the GGN)

基本的な考え方を記述。実績は添付資料 16 に示す。

13) 日本ジオパークネットワークへの貢献の状況 (日本独自)

基本的な考え方を記述。実績は添付資料 17 に示す。

14) 各種自然災害への対応状況 (日本独自)

自地域の活動の他、他地域のジオパークへの支援など含む。

15) 申請地域における現在のジオパーク活動に関する課題とその解決方針 (日本独自)

16) 日本ジオパーク委員会によって過去に求められた、当該日本ジオパークの特性に関連する事項 (日本独自)

5-2 添付書類

1) 基本計画

2) これまでの運営・事業計画、予算資料

前回審査時から現在までの、運営・事業計画、予算についての具体的な資料。

3) サイトリスト (SEF I: Geology and Landscape)

「地質・地形サイト」「地質・地形委細のサイト」の順で、ジオパーク内に存在する全てのサイトの科学的解説と価値の評価をし、現地解説版の有無、外国語対応の有無、ガイドマップやガイドブックでの解説の有無、法的保護の有無とある場合の法令の種類を記述。

4) サイトの地図

サイトの位置、範囲を正確に地図に示したもの。提出する電子ファイルには、地図画像のほか、GIS データも含まれていると良い。

5) 地質遺産保全管理計画あるいはそれに類するもの (PEF III: Conservation and Geoconservation Strategy)

6) 調査・研究実績と研究支援活動の一覧

「前回申請書」もしくは「現況報告書」作成後から、今回提出する「現況報告書」作成時までの調査・研究実績の一覧。ジオパーク活動を主たる業務としているスタッフとその他の研究者の業績は分けて記述する。調査・研究実績とは、地域資源の学術的評価や、ジオパーク活動の分析などジオパークに関する研究発表、学術論文、学術書等のこと。研究支援活動とは、例えば許認可窓口の一本化や研究助成金の支給など、研究が進みやすくなるような活動。

7) 教育・普及活動一覧

「前回申請書」もしくは「現況報告書」作成後から、今回提出する「現況報告書」作成時までの教育・普及活動一覧。数が多い場合には全てを書き出さず、類型に分け回数を示す。

8) 関連諸機関との連携一覧

9) 申請ジオパークあるいはジオパークネットワークの認知度向上のための活動一覧

プロモーション活動について記す。

10) 地域の持続可能な発展へ寄与する経済活動の一覧

ジオツアーを除く経済活動の一覧を示す。

11) ジョツアー実績一覧

「前回申請書」もしくは「現況報告書」作成後から、今回提出する「現況報告書」作成時までのジオツアー一覧。数が多い場合には全てを書き出さず、類型に分け回数を示す。教育活動としてのツアーは教育・普及活動一覧に記述。

12) 現在活動しているガイド団体の一覧と各団体の概要

13) ガイド養成活動一覧

「前回申請書」もしくは「現況報告書」作成後から、今回提出する「現況報告書」作成時までのガイド養成活動一覧（数が多い場合には全てを書き出さず、類型に分け回数を示す）。

14) ジオパークが主体となって作成した案内・解説看板の一覧

ジオパーク内の案内看板、解説看板について、主題、設置年月、内容の類型、記載内容についての自己評価、今後の改修予定について記述。地質・地形サイトにおいて、ジオパークが看板を設置していないが、他団体が地学的解説のある看板を設置している場合には、主題、設置主体、設置年月、内容の類型について、把握している範囲で示す。

15) ジオパークのガイドマップ、ガイドブックの一覧と今後の作成・改善計画

「前回申請書」もしくは「現況報告書」作成後から、今回提出する「現況報告書」作成時までに作成したジオパークのガイドマップ、ガイドブックの一覧と今後の作成・改善計画。代表的なもの3点を添付する。

16) Global Geoparks Network、Asia Pacific Geoparks Network の活動への貢献

会議などへの参加と成果発表の一覧。ユネスコ世界ジオパークの現地審査員派遣実績は、ここに記す。

17) 日本ジオパークネットワークの活動への貢献

会議などへの参加と成果発表の一覧。日本ジオパークの現地審査員派遣実績は、ここに記す。

18) 国内外のジオパーク間の交流活動の一覧

姉妹関係、講師派遣・受け入れ、共同でのイベント実施など。

19) 日本ジオパーク委員会によって過去に求められた、当該ジオパークの特性に関連する事項。

6. 現地審査

6-1 現地審査項目

各ジオパークは、現地審査において下記項目について審査員に現況を正確に伝えること。それぞれの説明は、実際の担当者が行うのが望ましい。

- 1) 地質・地形サイトの保全状況、保全に関わる活動状況
- 2) 地球科学の普及活動
- 3) 調査・研究活動の支援状況やその成果
- 4) 拠点施設の状況
- 5) 解説板、ガイドマップ、ガイドブックの整備状況
- 6) ガイド組織の状況と継続性、自立性
- 7) ガイドツアーの内容
- 8) 観光協会、地元旅行社など各種民間団体の活動、運営団体との連携状況
- 9) 訪問者のリスクマネジメント（落石・転倒等の事故や各種災害などからの安全確保の状態）
- 10) 運営団体の予算・組織・役割分担や人材育成の状況と、ジオパークの持続可能性

- 11) 火山災害、地震災害、土砂災害、洪水災害など、域内で起こった自然災害への対応事例や普及活動等。防災教育への反映の状況。

6-2 現地審査員(未定)

7. 再認定審査で評価するポイント

日本ジオパーク委員会は、各日本ジオパーク事務局から日本ジオパーク委員会に提出された現況報告書の評価と、現地審査の結果に基づいて以下の点について評価し、再認定の可否を決定する。

- 7-1. 名称とテーマ、地質・地形サイトの管理と保全、教育・研究、管理運営、ジオツーリズム、国際対応・ネットワーク活動、防災・安全等の、ジオパーク活動に関する仕組みと活動が、適切かつ十分なものであるか。活動については、前回審査時からの進展の状況。さらに、前回審査後に始めた事業や活動が、ジオパークの理念に照らして適切かどうか。
- 7-2. 前回審査時およびその他の機会に日本ジオパーク委員会から指摘された問題点の改善状況。
- 7-3. 日本ジオパーク委員会に提出したアクションプランがある場合、その進捗状況。
- 7-4. 運営組織・体制の現状と今後の展望。
- 7-5. それぞれの日本ジオパークの活動において必要と思われる上記以外の点。

註

- 1) 本審査事業は、「我が国におけるジオパーク・ナショナル・コミッティの運営業務」の一環として、平成 29 年度文部科学省日本／ユネスコパートナーシップ事業により行われる予定です。

2) “Operational guidelines for UNESCO Global Geoparks”

http://www.unesco.org/new/fileadmin/MULTIMEDIA/HQ/SC/pdf/IGGP_UGG_Statutes_Guidelines_EN.pdf

3) ユネスコ世界ジオパーク Self-evaluation form

http://www.unesco.org/new/fileadmin/MULTIMEDIA/HQ/SC/pdf/EN_UGGEvaluation_DocA_Self-evaluation_FINAL_12Feb2016_PR.xls

4) ユネスコ世界ジオパーク Progress evaluation form

http://www.unesco.org/new/fileadmin/MULTIMEDIA/HQ/SC/pdf/EN_UGGEvaluation_DocB_Progress-evaluation_FINAL_12Feb2016_PR.xls

用語の定義

- ・サイト：ジオパークを構成する、特定の範囲を持った場所のこと。サイトは、地球科学的価値を持つ「地質・地形サイト」と、「地質・地形以外のサイト」とに分類される。「地質・地形以外のサイト」には、生物学的価値を持つ自然サイト（生態サイト）と文化的価値を持つ文化サイトとがある。
- ・地質・地形遺産：geological heritage の訳語。この geological は地質学的という意味であるが、英語の geology は、日本語の地質学よりも対象とする範囲は広く、「固体地球に関わる科学」という意味を含む。たとえば地球物理学、地球化学、地形学、土壌学（の一部）を含む。そうした意味を表すため、geological heritage は、「地質・地形遺産」としている。

- ・地質・地形サイト：ジオパークにおける、地球科学的価値を有する場所。ジオパークにある地質・地形遺産の中から地質・地形サイトが選ばれる。地質・地形サイトは、地球科学的価値のほか、教育的価値や、ジオツーリズムの対象としての価値も持つ。個々のサイトにおける各価値の程度は、そのサイトの性質や特徴により異なる。